

入試改革検討プロジェクトチーム設置要綱

〔 令和2年3月24日
細則第11号 〕

(設置及び目的)

第1条 この要綱は、長崎県立大学学長統括プロジェクトチーム設置規程第2条の規定に基づき、入試制度の改革を円滑に進めることを目的とし、入試改革検討プロジェクトチーム（以下「PT」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 PTは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 入試制度の検討に関すること。
- (2) その他、入試制度の改革に向けて必要なこと。

(構成員)

第3条 PTの構成員は、次に掲げる教職員とする。

- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 学部長
 - (4) 学科長
 - (5) 大学事務局長
 - (6) シーボルト校事務局長
 - (7) 学生支援部長
 - (8) 学長が指名する者
- 2 PTのリーダーは、学長とする。
- 3 オブザーバーとして、関連事務局を参加させる。

(設置期間)

第4条 PTの設置期間は、第1条に掲げる目的が達成されるまでとする。

(会議)

第5条 会議は必要に応じ、リーダーが召集し、リーダーは会議の進行を務める。

- 2 リーダーは、必要に応じ、構成員以外の者（外部有識者を含む）に対し会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(ワーキンググループの設置)

第6条 リーダーは、第1条の業務を遂行するため、必要に応じてワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置することができる。

- 2 WGの構成員は、別に定めるものとする。

3 WG での検討事項については、PT に報告するものとする。
(庶務)

第7条 PTの庶務は、大学事務局企画広報課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (令和2年3月24日細則第11号)

この要綱は、令和2年3月24日から施行する。